

帯広市立学校における
教職員の働き方改革推進プラン
(第2期)

令和3年5月

帯広市教育委員会

目 次

1. これまでの取組の成果と課題	P 1～2
2. 推進プランの目的	P 2
3. 推進プランの性格	P 2
4. 推進プランの目標と取組期間	P 3
5. 具体的な取組	P 4～5
(1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
(2) 部活動指導に関わる負担の軽減	
(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	
(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実	
6. 具体的な取組の進め方	P 5
7. 取組のフォローアップ及び検証について	P 6
8. 推進プランの見直しについて	P 6
9. 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P 6

1. これまでの取組の成果と課題

帯広市教育委員会（以下「市教委」という。）では、平成30年5月に、令和2年度までを取組期間とする「帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン」（以下「第1期推進プラン」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。

（1）第1期推進プランに基づく取組の実施

第1期推進プランでは、令和2年度末までに取り組む目標を「教員の在校等時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。」と設定し、「部活動休養日を完全に実施している部活動の割合」「定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合」など4つの指標を定めて、取組を実施しました。

第1期推進プランに掲げた指標の推進状況

指 標	達成率
部活動休養日を完全に実施している部活動の割合	100%
変形労働時間制を活用している学校の割合	95% ※
定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	90% ※
学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	100%

※変形労働時間制の活用：41校中、37校で活用。活用の必要性がなかったのが2校。

※定時退勤日の実施：41校中、月2回以上設定が37校。月2回未満だが設定が3校。

第1期推進プランにおける主な取組と成果

①専門スタッフ等の配置による支援

事務補を32校に配置し、嘱託助手1人や特別支援教育補助員61人、生活介助員30人等を配置しました。また、加配教員やスクール・サポート・スタッフ等の配置の充実について、北海道都市教育委員会連絡協議会等を通じて関係機関への要望を行いました。

②勤務時間管理システムの導入

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえて、市教委では令和2年8月に勤務時間管理システムを導入し、客観的な勤務時間の把握・記録を開始しました。また、時間外在校等時間（超過時間）の公表も始めました。

③ICTを活用して提供する教材等の充実

普通教室等における無線LAN環境整備や1人1台端末の配置など、ICT環境の整備を行い、ICT教材の導入、随時貸し出しを実施しました。

④コミュニティ・スクールの導入

令和2年度までにコミュニティ・スクールを12校に導入しました。令和4年10月までに全校に導入を予定しています。

(2) 取組の総括

指標及び具体的な取組については、多くの項目で概ね進捗しており、時間外在校等時間の全職員平均も、平成30年10月と比較して減少しました。

しかし、中学校の教職員の6割以上で1か月の時間外在校等時間が45時間を超えており、依然目標とは大きな乖離があるため、引き続き取組を推進する必要があります。

市立学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況

区分	学校種別	時間外在校等時間(超過時間)別人数		全職員平均
		45時間以下	45時間超	
平成30年 10月	小学校	335名 (63.4%)	193名 (36.6%)	40時間18分
	中学校	78名 (31.8%)	167名 (68.2%)	67時間48分
令和2年 10月	小学校	451名 (73.7%)	161名 (26.3%)	34時間12分
	中学校	118名 (36.6%)	204名 (63.4%)	60時間16分

※平成30年10月分は、小・中学校共に管理職を除く。

2. 推進プランの目的

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

推進プランは、この理念の実現に向けて、帯広市立小・中学校及び帯広南商業高等学校における働き方改革を推進するため、市教委及び各学校が積極的に取り組んでいく項目を取りまとめたものです。

教職員の働き方改革は、学校教育に関する制度的な在り方が大きく影響することから、国や北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）の取組と連携しながら、本市における取組を推進していきます。

3. 推進プランの性格

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年(2020年)文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第4(1)に基づく教育職員※¹の在校等時間※²の上限等に関する方針として定めた、帯広市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

4. 推進プランの目標と取組期間

教育委員会規則に定めた帯広市立学校の教育職員の勤務時間※³の上限の順守に向けて、次の通り目標と取組期間を設定します。

(1) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(2) 取組期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、市教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて取り組みます。

【用語解説】

※ 1 「教育職員」とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

※ 2 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間。

イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）

エ 休憩時間

※ 3 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（国民の祝日に関する法律による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

- ア 1か月の時間外在校等時間 100 時間未満
- イ 1年間の時間外在校等時間 720 時間
- ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月
- エ 連続する 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月及び 6 か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の 1 か月当たりの平均時間 80 時間

5. 具体的な取組

(1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ① 学校は、道教委が作成した働き方改革の取組などをまとめた手引き「Road」を参考に、働き方改革を中核となって進める「コアチーム」の設置や、働き方改革の取組の進捗状況を管理するチェックリストの活用などの取組を進める。
- ② 市教委は、ICTに関する環境整備や研修、教材等の充実を図る。
- ③ 学校は、ICTを積極的に活用した業務等を推進する。
- ④ 市教委は、コミュニティ・スクールの導入を推進する。学校は、コミュニティ・スクールを活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す。
- ⑤ 市教委は、専門スタッフ等の配置による支援及び道教委の事業等を活用した加配教員やスクール・サポート・スタッフ等の配置の充実に努める。
- ⑥ 市教委は、校務支援システムの導入に努める。
- ⑦ 市教委は、学校給食費の徴収・管理業務の負担軽減の取組を推進する。

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減

- ① 市教委及び学校は、「帯広市立学校に係る部活動の方針」※4に定める取組を推進する。
- ② 市教委及び学校は、部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の在り方を検討する。

【用語解説】

- ※4 「帯広市立学校に係る部活動の方針」による部活動休養日及び活動時間の原則
- ・週 2 日以上（平日 1 日以上及び土・日曜日・祝日（以下「週末等」という。）1 日以上）の部活動休養日を設定する。
 - 週末等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ・学校閉庁日は、その期間を部活動休養日として設定する。
 - ・定期テストや主要な学校行事前に 3 日間以上の部活動休養日を設定する。
 - ・1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末等を含む。）は 3 時間程度とする。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ① 市教委及び学校は、在校等時間の客観的な計測・記録と公表を継続する。
- ② 学校は、月2回以上の定期退勤日や年2回以上の時間外縮減強化期間の実施などワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を推進する。
- ③ 学校は、実態に合わせた業務改善（業務の平準化、見直し等）を推進する。
- ④ 学校は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する項目を設定する。
- ⑤ 学校は、管理職の人事評価（業績評価）に働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- ⑥ 学校は、夏季休業期間中の特定の3日間と年末年始の休日を学校閉庁日として設定する。
- ⑦ 市教委及び学校は、働き方改革に関する研修を実施する。
- ⑧ 学校は、時間外勤務が多い教職員の業務の進捗を把握し、改善・見直しや、仕事の進め方、健康管理等に対する指導・助言・面談を継続して行う。
- ⑨ 学校は、週休日等の振替や4週間の期間内での変形労働時間制などの制度を積極的に活用する。
- ⑩ 学校は、休憩時間に業務を行わせる必要がある場合には、別の時間帯に休憩時間を確保する。

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ① ストレスチェックの実施や時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員に対して医師による面接指導を実施するなど、適切な労働環境の確保やメンタルヘルス対策を推進する。
- ② 学校への調査等の実態を把握し、精選、見直し、簡素化を継続して行う。
- ③ 家庭向け配布物や出展依頼に係る負担軽減に努める。
- ④ 児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に、適切に対応することができるよう、関係機関との連携・協力体制を強化する。
- ⑤ 留守番電話やメールによる連絡対応等の体制整備を図る。
- ⑥ 学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解促進を図る。
- ⑦ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や道教委に対する要望を継続して行う。

6. 具体的な取組の進め方

市教委及び各学校は、地域や学校の状況に応じた取組を進めていきます。また、必要に応じて、帯広市校長会、帯広市教頭会、帯広市中学校体育連盟、市教委で構成する「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」においての協議や校長会などの関係団体と連携しながら取組を進めていきます。

7. 取組のフォローアップ及び検証について

定期的に取り組の実施状況について調査を実施するなど、市教委によるフォローアップを行います。

また、市教委独自で実施する時間外勤務状況調査結果や道教委の調査結果などを活用し、取組の検証を行います。

8. 推進プランの見直しについて

取組の検証結果や国及び道教委の動向を踏まえ、適宜、「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」において協議し、必要に応じて本推進プランの見直しを行います。

9. 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

(1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではありません。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。

(2) 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではありません。

(3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものです。市教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めます。